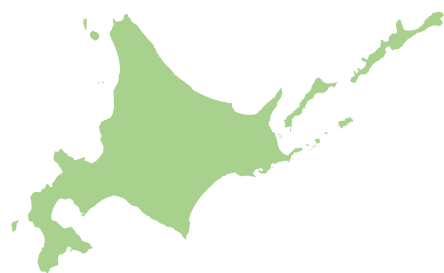


次期「北海道医療計画」（在宅医療の提供体制） に掲載する「在宅医療に必要な連携を担う拠点」について ＜概要版＞



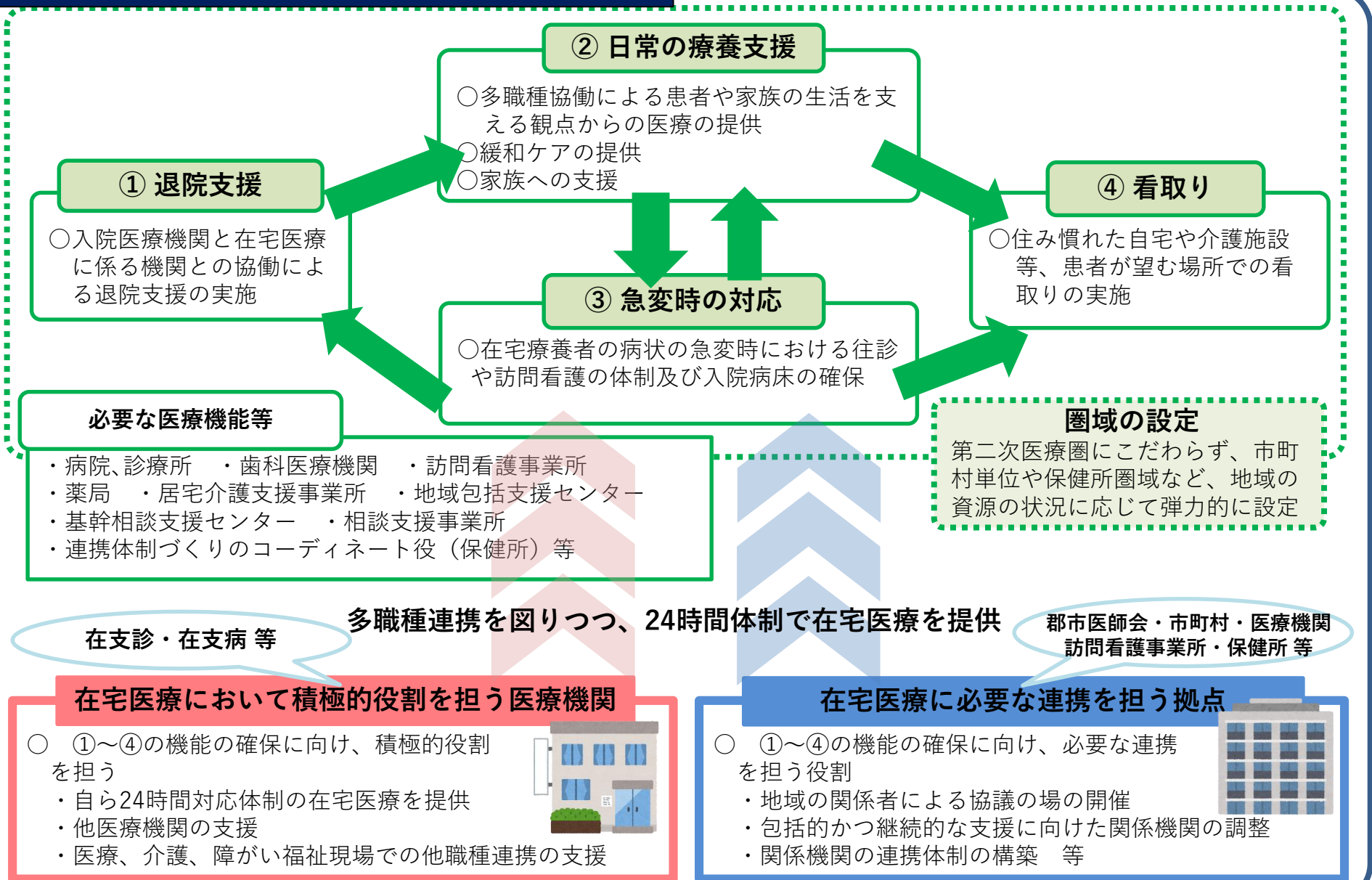
令和6年(2024年)1月

北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課

道が目指す在宅医療の提供体制について

次期北海道医療計画における在宅医療の提供体制について

計画に掲載する在宅医療提供体制の概念図



「在宅医療に必要な連携を担う拠点」について

必要な連携を担う拠点について

1 選定対象

「在宅医療に必要な役割を担う拠点」として北海道医療計画に位置付けられ公表されることについて意向があり、国指針で示されている役割（**市町村が在宅医療・介護連携推進事業において実施する取組との連携を図る**）を果たす 郡市医師会・市町村・医療機関・訪問看護事業所・保健所

2 役割

- (1) 関係者の定期的な会合等におけるコーディネートにより、連携体制の構築を進めること
- (2) 多職種連携に向けた情報連携ネットワークの整備を行うこと
- (3) 多職種の人材育成を行うこと

3 選定要件

各年1月1日現在の人口が**10万人**を超える在宅医療圏においては、複数の拠点を選定できるものとし、その後も、在宅医療の需要の増加の状況等に応じて、地域医療や多職種の連携に関する協議の場等において必要性を議論するなどしながら、柔軟に指定する

- 地域の医療及び介護、障害福祉の関係者による会議を定期的に開催し、在宅医療における提供状況の把握、災害時対応を含む連携上の課題の抽出及びその対応策の検討等を実施すること
- 地域包括ケアシステムを踏まえた在宅医療の提供体制を整備する観点から、地域の医療及び介護、障害福祉サービスについて、所在地や機能等を把握し、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等と連携しながら、退院時から看取りまでの医療や介護、障害福祉サービスにまたがる様々な支援を包括的かつ継続的に提供するよう、関係機関との調整を行うこと
- 質の高い在宅医療をより効率的に提供するため、関係機関の連携による急変時の対応や24時間体制の構築や多職種による情報共有の促進を図ること
- 在宅医療に係る医療及び介護、障害福祉関係者に必要な知識・技能に関する研修の実施や情報の共有を行うこと
- 在宅医療に関する地域住民への普及啓発を実施すること

第2 医療体制の構築に必要な事項

2 各医療機能と連携

退院支援・日常の療養支援・急変時の対応・看取り

(6) 在宅医療に必要な連携を担う拠点

前記(1)から(4)までに掲げる目標の達成に向けて、地域の実情に応じ、**病院、診療所、訪問看護事業所、地域医師会等関係団体、保健所、市町村等の主体のいずれかを在宅医療に必要な連携を担う拠点として医療計画に位置付けること。**

在宅医療に必要な連携を担う拠点を医療計画に位置付ける際には、**市町村が在宅医療・介護連携推進事業において実施する取組との連携を図ることが重要**である。

また、在宅医療・介護連携推進事業の実施主体と、在宅医療に必要な連携を担う拠点とが同一となることも想定される。さらに障害福祉に係る相談支援の取組との整合性に留意し、事前に市町村と十分に協議することが重要である。

なお、前項の在宅医療において積極的役割を担う医療機関が在宅医療に必要な連携を担う拠点となることも可能である。

① 目標

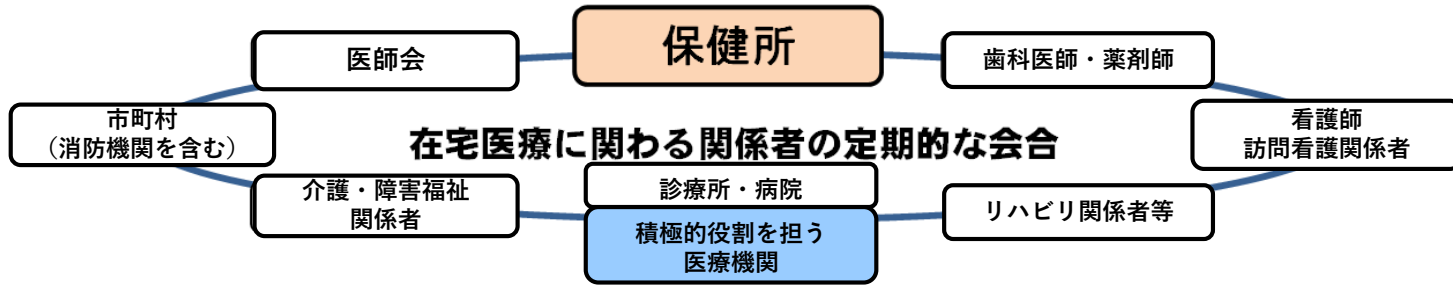
- ・ **多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制の構築を図ること**
- ・ **在宅医療に関する人材育成を行うこと**
- ・ **在宅医療に関する地域住民への普及啓発を行うこと**
- ・ **災害時及び災害に備えた体制構築への支援を行うこと**

② 在宅医療に必要な連携を担う拠点に求められる事項

- ・ 地域の医療及び介護、障害福祉の関係者による会議を定期的に開催し、在宅医療における提供状況の把握、災害時対応を含む連携上の課題の抽出及びその対応策の検討等を実施すること
- ・ 地域包括ケアシステムを踏まえた在宅医療の提供体制を整備する観点から、地域の医療及び介護、障害福祉サービスについて、所在地や機能等を把握し、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等と連携しながら、退院時から看取りまでの医療や介護、障害福祉サービスにまたがる様々な支援を包括的かつ継続的に提供するように、関係機関との調整を行うこと
- ・ 質の高い在宅医療をより効率的に提供するため、関係機関の連携による急変時の対応や24時間体制の構築や多職種による情報共有の促進を図ること
- ・ 在宅医療に係る医療及び介護、障害福祉関係者に必要な知識・技能に関する研修の実施や情報の共有を行うこと
- ・ 在宅医療に関する地域住民への普及啓発を実施すること

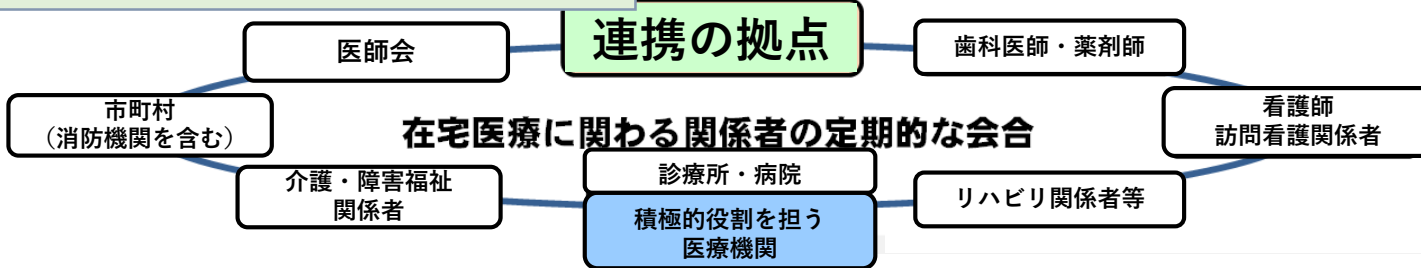
在宅医療における連携体制について

二次医療圏単位での連携に向けた会合

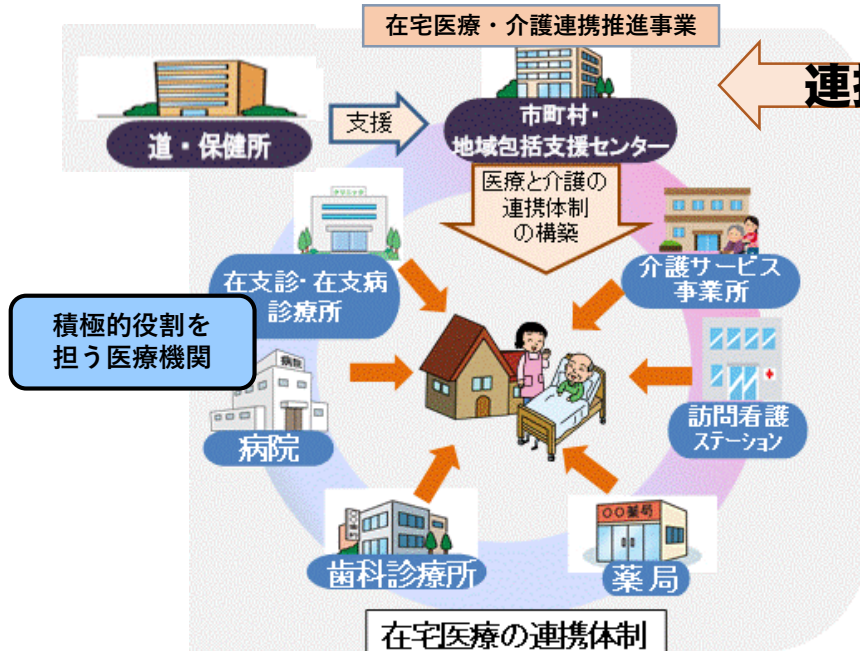


- ①関係者の定期的な会合による連携体制づくりの検討、支援
- ②関係機関等の情報提供（地域課題の共有、取組の横展開）
- ③住民等への啓発
- ④多職種の人材育成
- ⑤支援拠点・連携拠点づくり

在宅医療圏単位での連携に向けた会合



- ①関係者の定期的な会合におけるコーディネート、連携体制づくりの検討、推進、連携体制の構築
- ②多職種連携に向けた情報連携ネットワークの整備
- ③多職種の人材育成



【道事業】地域医療介護総合確保基金(在宅医療提供体制強化事業)
 郡市医師会や市町村等が下記の事業を行う「必要な連携拠点」を整備（運営）することに対し支援する取組（R6当初予算協議事項）

- 事業内容
 在宅医療提供体制のコーディネート、運営会議の開催、在宅医療の普及啓発、人材育成、ICT連携システム整備 等
- 対象経費
 人件費、雇用保険料、社会保険料、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、備品購入費

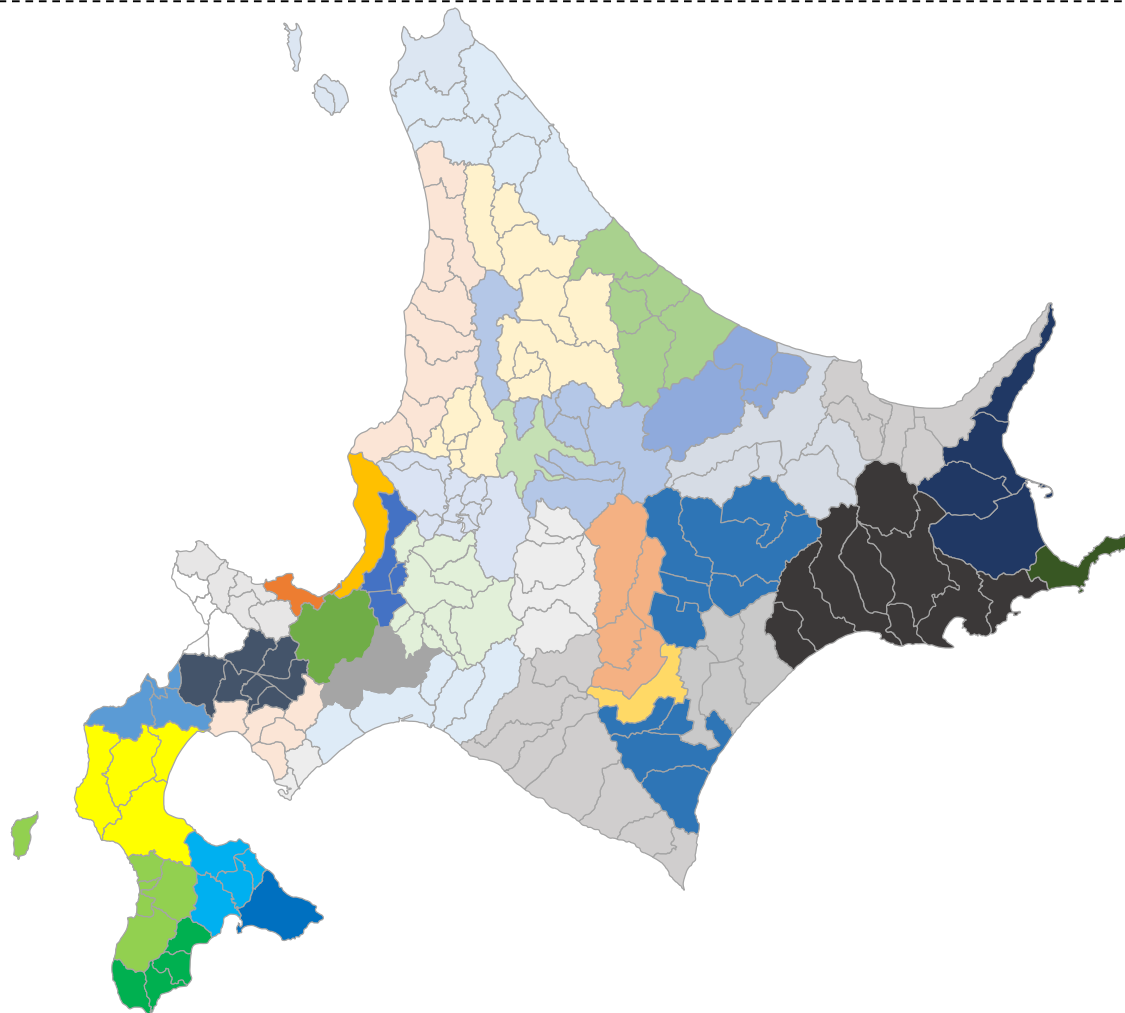
在宅医療圏について

次期「北海道医療計画」における「在宅医療圏」について①

次期「北海道医療計画」における位置付け（案）

有識者で構成する
委員会で協議済み

- 令和6年度(2024年度)から令和11年度(2029年度)までの6年間の計画期間とする次期「北海道医療計画」において、在宅医療の提供体制に係る連携圏域（在宅医療圏）を設定することとしています。
- 在宅医療圏は、住み慣れた地域で暮らしながら医療を受けられる体制を構築していくため、二次医療圏単位よりは小さくて、市町村単位よりは大きい、39の地域単位とすることにしました。



次期「北海道医療計画」における「在宅医療圏」について②

第三次医療圏	第二次医療圏	在宅医療圏	構成市町村
南 渡 島	南 渡 島	函 館 市	函館市
		渡 島 東 部	北斗市、七飯町、鹿部町、森町
		渡 島 西 部	松前町、福島町、知内町、木古内町
	南 檜 山	南 檜 山	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町
	北 渡 島 檜 山	北 渡 島 檜 山	八雲町、長万部町、今金町、せたな町
道 央	札 幌	札 幌 市	札幌市
		江 別	江別市、当別町、新篠津村
		石 狩	石狩市
		千 歳	千歳市・恵庭市・北広島市
	後 志	小 樽 市	小樽市
		寿 都	島牧村、寿都町、黒松内町
		羊 蹄	蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町
		余 市	積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村
		岩 内	共和町、岩内町、泊村、神恵内村
	南 空 知	南 空 知	岩見沢市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町、夕張市、三笠市、美唄市、月形町
	中 空 知	中 空 知	砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、滝川市、新十津川町、雨竜町、赤平市、芦別市
	北 空 知	北 空 知	深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町
	西 胆 振	室 蘭	室蘭市、登別市
		胆 振 西 部	伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町
東 胆 振	東 胆 振	苫小牧市、白老町、厚真町、安平町、むかわ町	
日 高	日 高	浦河町、様似町、えりも町、日高町、平取町、新冠町、新ひだか町	

在宅医療圏
計 39 圏域

次期「北海道医療計画」における「在宅医療圏」について③

第三次医療圏	第二次医療圏	在宅医療圏	構成市町村
道 北	上川中部	旭川市	旭川市
		上川町	鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、幌加内町
	上川北部	上川北部	士別市、名寄市、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町
	富良野	富良野	富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村
	留萌	留萌	留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町
	宗谷	宗谷	稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、幌延町、礼文町、利尻町、利尻富士町
オホーツク	北網	北見	北見市、訓子府町、置戸町、美幌町、津別町
		網走	網走市、斜里町、清里町、小清水町、大空町
	遠紋	紋別	紋別市、滝上町、興部町、西興部村、雄武町
		遠軽	佐呂間町、遠軽町、湧別町
十 勝	十勝	帯広市	帯広市
		東十勝	豊頃町、浦幌町、池田町、幕別町
		西十勝	新得町、清水町、芽室町、鹿追町
		南十勝	広尾町、大樹町、更別村、中札内村
		北十勝	上士幌町、士幌町、音更町、本別町、足寄町、陸別町
釧路・根室	釧路	釧路	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町
	根室	根室市	根室市
		中標津	別海町、中標津町、標津町、羅臼町

在宅医療圏
計39圏域

**「在宅医療に必要な連携を担う拠点」に
係る国資料等**